

# 3

## 医療費の支援 1 自立支援医療制度

### 自立支援医療（更生医療）

お問い合わせ先：宮古島市障がい福祉課 73-1975

#### 【自立支援医療（更生医療）とは？】

身体障がい者の障害を軽減し、日常生活能力、社会生活活動または職業能力を回復・改善させることを目的として、指定医療機関で行われる医療で、医療費の一部を公費で負担します。

（原則、医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得により上限額が設定されます）

#### 【更生医療の対象】

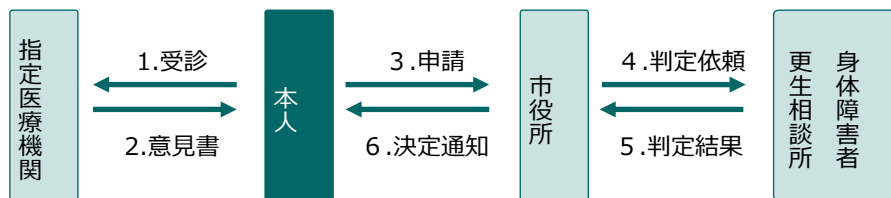
- ・18歳以上で身体障害者手帳を持っている方。（手帳の等級は問わない）
- ・肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、肝臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害によるもので、確実な治療効果が期待できるもの。

※治療開始後の申請は対象となりません。（原則、事前申請）

#### 【申請に必要なもの】

- ①自立支援医療費（更生）支給認定申請書
- ②医師の意見書
- ③身体障害者手帳の写し
- ④被保険者証の写し（生活保護の方は生活保護証明書）
- ⑤特定疾病療養受療証（人工透析を受けている方のみ）
- ⑥個人番号カード（又は個人番号通知カードと身分証明書）

#### 【手続きの流れ】



### 自立支援医療（育成医療）

お問い合わせ先：宮古島市障がい福祉課 73-1975

#### 【自立支援医療（育成医療）とは？】

身体に障害のある児童、または放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対し指定医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

（原則、医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得により上限額が設定されます）

#### 【育成医療の対象】

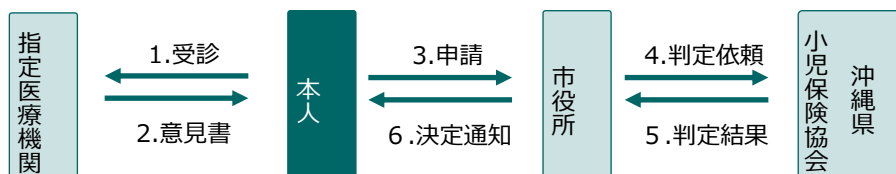
- ・18歳未満であること。（世帯の所得等によって対象とならない場合があります）
- ・肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、肝臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害によるもの。

※治療開始後の申請は対象となりません。（原則、事前申請）

#### 【申請に必要なもの】

- ①自立支援医療費（育成）支給認定申請書
- ②医師の意見書
- ③被保険者証の写し（生活保護の方は生活保護証明書）
- ④本人及び保護者の個人番号カード（又は個人番号通知カードと身分証明書）

#### 【手続きの流れ】



## 自立支援医療（精神通院医療）

お問い合わせ先：宮古島市障がい福祉課 73-1975

## 【自立支援医療（精神通院医療）とは？】

統合失調症やうつ病などの精神疾患のために、継続した通院治療を受ける方の医療費（対象となる疾患、及び関連する疾患の治療のみ）を公費で負担する制度です。

原則、医療費の1割が自己負担となりますが、受給者等の所得、課税額により上限額が設定されます。

ただし、沖縄県の場合は、復帰特別措置により、自己負担分の1割も公費で負担（訪問看護・県外医療機関は対象外）となります。

## 【対象となる疾患】

- ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）
- ②3年以上の精神医療の経験を有する医師により、「情動及び行動の障害」「不安及び不穏状態」の病状を示す精神障害のため計画的・集中的な通院医療（状態の維持、悪化予防のための医療を含む。）を継続的に要すると診断された者として、認定を受けた者

## 【申請に必要なもの】

新規（期限切れ含む）及び、受給者証（2年目）の再認定の手続きには診断書が必要です。

有効期限は1年間です。有効期間の3ヶ月前から再認定の手続きが可能になります。

精神障害者保健福祉手帳と同時更新（再認定）の際は有効期限、診断書の内容にご注意ください。

## 1. 新規（期限切れ含む）・再認定（2年目）の申請

①申請書 ②診断書 ③受給者証（再認定のみ）



## 2. 再認定（1年目）・保険変更の申請

①申請書 ②受給者証（変更申請は原本添付）



## 3. 診断書で承認を受けた障害者手帳の写しで新規申請

①申請書 ②精神保健福祉手帳の写し



- 個人番号カード  
（本人、保護者、医療保険の扶養者）  
（又は個人番号通知カードと身分証明書）
- 医療保険証（写しでも可）
- 所得区分によって下記のいずれか  
(1)生活保護受給者証明書  
(2)転入の方は前居住地より所得課税証明書又は非課税証明書  
(3)受給者の収入額（年金・手当等）が確認できる書類  
\*(4)高額治療継続者（重度かつ継続）の該当者であることを証するもの

## \*(4)高額治療継続者（重度かつ継続）の範囲について

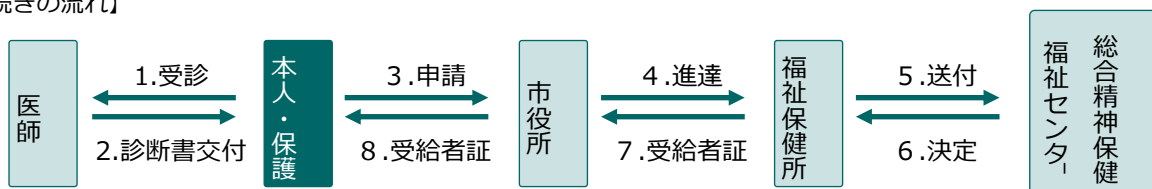
- 上記【対象となる疾患】の①、②

又は

- 医療保険の高額療養費を1年間に3回以上受給されている方（医療保険多数該当者）

（ひと月の医療費が、加入している医療保険上の自己負担限度額を超える事が1年間に3回以上あった世帯の方）

## 【手続きの流れ】



## 重度心身障がい者医療費助成

お問い合わせ先：宮古島市障がい福祉課 73-1975

## 【重度心身障がい者医療助成費とは？】

重度の障がいのある方が、病気やケガで治療を受けた際、医療費の自己負担分、入院時の食事費1/2を助成します。※ただし、所得制限限度額が定められていますので、一定所得以上があった年度は支給停止となります。

医療費の助成を受けたい方は、申請し、重度心身障がい者医療費受給者証の交付を受けてください。

## 【助成の対象者】

- 身体障がい者：身体障害者手帳の等級が1級または2級のもの
- 知的障がい者：療育手帳がA1またはA2のもの

## 【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳または療育手帳の写し ○印鑑 ○本人名義の通帳の写し ○健康保険証
  - 同一世帯全員分の個人番号カード（配偶者・扶養義務者）
- \*転入の方は、同一世帯全員分の所得・課税証明が必要となります。

## 【手続きの流れ】

身体障害者手帳1級2級・療育手帳A1,A2交付時に窓口にて申請を勧めています。

（所得状況を確認のうえ、認定者には後日受給者証を郵送致します。）



## ！ 助成費の申請について

医療費の助成については償還払いとなっています。（令和元年8月診療分以降より自動償還）

1. 上記の手続きで交付された「重度心身障がい者医療費助成受給資格者証」
2. 医療機関が発行した領収書（診療日から13ヶ月以内のものに限る）
3. 印鑑を持参して、市役所障がい福祉課及び、伊良部・城辺・下地・上野各出張所にて申請を行ってください。

※代理人申請の場合は、代理人の身分証（免許証等）が必要です。

## 特定医療費(指定難病)公費負担制度

お問い合わせ先：宮古保健所 72-8447

## 【特定医療費（指定難病）公費負担制度とは？】

難病と呼ばれる疾病のうち、国の定める指定難病について認定された方が、当該疾病の治療を受けたときは、保険診療分の医療費の自己負担額について一部又は全額が助成されます。

## 【申請について】

宮古保健所の難病担当にお問い合わせください。

## 小児慢性特定疾病医療費助成制度

お問い合わせ先：宮古保健所 72-8447



## その他の制度一覧

## 【国民健康保険課】（電話：73-1973）

制度の名称	内 容
後期高齢者医療制度 の障害認定 (平成20年4月～施行)	後期高齢者医療制度（自己負担が1割となる制度。ただし、現役世代並所得の場合は3割）は75歳以上の後期高齢者を対象としていますが、65歳以上75歳未満で一定以上の障害を有する方は、認定を受けることで後期高齢者医療制度に移行することができます。 ただし、老人保健制度と異なり被扶養者であっても保険料が発生しますので、世帯によっては負担が増える可能性がありますのでご注意ください。
国民健康保険 高額療養費制度	同じ月内の医療費（保険適用分のみ。入院時の食事代や差額ベッド代、オムツ代などは保険適用外です）の自己負担額が高額になったとき、申請をすることで、 <b>限度額を超えた分が高額療養費として、あとから戻ってきます</b> 。自己負担限度額は、世帯単位で適用します。限度額を超えた分については貸付制度もあります。
国民健康保険 限度額適用認定証	70歳未満の国保加入者の医療費（保険適用分）が高額になった場合、その費用の軽減を図るために、 <b>入院時の窓口での支払いが、負担限度額まで</b> になります。入院時に「限度額適用認定証」を提示する必要があります。「限度額適用認定証」の発行には、前年度以前の国保税に未納がない優良納付者であることが条件です。
入院時の食事療養費	市民税の非課税世帯に属する国民健康保険加入者は、「標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示することで、入院中の食事代が減額されます。
特定疾病療養受療証	人工透析を必要とする慢性腎不全や血友病、血液製剤に起因するHIV感染に対する医療費は、病院等の窓口で「特定疾病療養受療証」を提示すると一部負担金に上限が設定されます。

## 【子育て支援課】（電話：73-1966）

制度の名称	内 容
こども医療費助成制度	中学校卒業までの入院医療費と通院医療費の保険適用分の一部を、宮古島市が助成します。ただし、他の制度が適用されている場合は、その分を除いた分が助成されます。
母子及び父子家庭等 医療費助成事業	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成する事業です。父・母が一定の障害の状態にある場合も対象となります。なお、生活保護世帯や老人医療・重度心身障害者医療費助成・乳幼児医療費助成制度など他の制度の対象者および利用者は、この制度の対象となりません。